

出席停止解除願い

南城市立百名小学校 学校長 殿

年 組

下記のとおり、経過しましたので、出席停止解除をお願いします。

◆インフルエンザの出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」

※発症日とは、病院を受診した日ではなく、症状（発熱・頭痛・関節痛・悪寒等）が出始めた日を示します。

また、発症日は0日目となります。（発症日が不明な場合は、かかりつけの医師にご相談ください。）

- 1 症状が出始めたのは、令和 年 月 日（ ）からです。
- 2 令和 年 月 日（ ）に（病院名： ）を受診しました。
- 3 インフルエンザ（ ）型と診断され、（薬名： ）を服薬しました。
新型コロナウイルス陽性と診断され、（薬名： ）を服薬しました。
- 4 出席停止期間中の体温は以下の通りです。

ここまでは必ず休まなければいけない期間です。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※5日経過しても、インフルエンザの場合は解熱後2日以上、新型コロナウイルス感染症の場合は症状軽快後1日以上経っていない場合は登校できません。

詳しくは裏面をご参考ください。

令和 年 月 日（ ）

保護者氏名 _____ 印

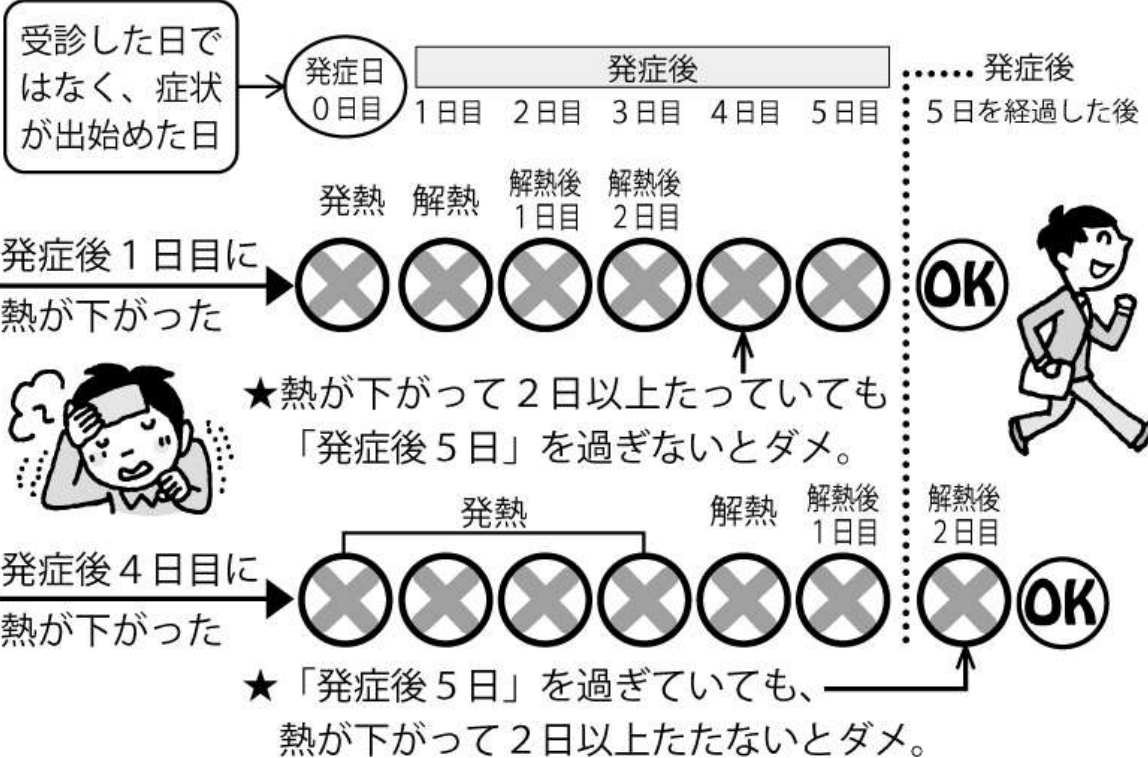
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^け解熱した後2日（^け幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

新型コロナウイルス感染症の場合も、日にちの数え方は上記と同じです。

ただし、「熱が下がって2日以上」という部分が「症状軽快後1日以上」となります。